

公調委平成29年（セ）第3号，同（ゲ）第1号

高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

- 1 申請人の本件原因裁定申請のうち，事実及び理由の第1の1(2)イ及びウの申請をいずれも却下する。
- 2 申請人が申請人宅の階段踊り場の窓及び2階LDK（リビング兼ダイニングキッチン）の西側の台所の窓を開けることを妨げられた原因は，被申請人の廃水処理施設に設置されたブロワーの稼働音にあると認められる。
- 3 申請人のその余の本件原因裁定申請及び本件責任裁定申請をいずれも棄却する。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁定

1 申請人

(1) 責任裁定

被申請人は，申請人に対し，2200万円を支払え。

(2) 原因裁定

ア 申請人に動悸，不眠，耳鳴り，精神不安定等の健康被害と申請人宅の窓を開けることができない，洗濯物を干すことができない等の生活の質の低下を生じさせたのは，被申請人の廃水処理施設から発せられる悪臭，騒音，振動である。

イ 申請人の肩書住所地及び被申請人の肩書所在地は，平成8年から第一種住居地域であり，被申請人が，倉庫として建築された建物を廃水処理施設として使用することが許されるのか。被申請人が，同年以降に機械類を新

設することが許可されるのか。

ウ 被申請人において、一年365日、1日12時間～14時間もの時間、騒音、悪臭、振動を発することが許されるのか。被申請人において、夜間に操業することが許されるのか。

2 被申請人

(1) 責任裁定

本件責任裁定申請を棄却する。

(2) 原因裁定

本件原因裁定申請をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、被申請人が営む缶詰、瓶詰製造工場の近隣住民である申請人が、同工場の廃水処理施設等からの悪臭、騒音及び振動が原因で、健康を害し、自宅の窓を開けることができない等の生活の質が低下し、自宅の価値が下落し、転居を余儀なくされ、精神的苦痛を被ったなどと主張して、被申請人に対し、不法行為に基づき、2200万円の損害賠償を求める責任裁定と上記悪臭、騒音及び振動と健康被害、生活の質の低下との間の因果関係に関する原因裁定を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記する証拠等により容易に認定できる事実）

(1) 当事者等（甲2，審問の全趣旨）

ア 申請人は、昭和16年に生まれ、以後肩書住所地に居住し、昭和46年3月に同地を離れたが、平成16年4月、同地に鉄筋コンクリート造陸屋根・スレート葺3階建の自宅（以下「申請人宅」という。）を新築し、同年6月頃から同宅で生活している。

イ 被申請人は、昭和30年7月に設立された食料品の製造、加工並びにその販売等を目的とする株式会社で、高知市〇〇〇〇△△番地□、△△番地

●, ▲▲番地, ■■番地□等の土地上の工場（以下「被申請人工場」という。）において、栗の甘露煮等の製造を行っている。

ウ 被申請人工場の設備の配置、申請人宅との位置関係等は、別紙１のとおりである（以下、別紙１の廃水処理施設（浄化槽）、原水分離装置及びブロー室を併せて「本件廃水処理施設」という。）。

(2) 騒音に係る公法上の基準（甲６，８，審問の全趣旨）

被申請人工場の所在地は、都市計画法上、昭和２７年に準工業地域と指定され、昭和３３年に住居地域に指定されたが、平成８年以降に第一種中高層住居専用地域に指定されている。被申請人工場は、騒音規制法上の特定施設を有するところ、同所在地における騒音に係る公法上の基準は以下のとおりである。

ア 被申請人に対する騒音規制法上の規制基準（被申請人工場の敷地境界において）

- | | |
|-----------------------------|------|
| ①午前８時から午後７時まで | ５５dB |
| ②午前６時から午前８時まで、午後７時から午後１０時まで | ５０dB |
| ③午後１０時から翌日の午前６時まで | ４５dB |

イ 環境基準

- | | |
|-------------------|--------|
| ①午前６時から午後１０時まで | ５５dB以下 |
| ②午後１０時から翌日の午前６時まで | ４５dB以下 |

３ 当事者の主張

【申請人の主張】

(1) 加害行為

ア 悪臭について

申請人は、平成１６年から、栗の加工時期である毎年９月から１２月（翌年１月又は２月のこともある）までの間、本件廃水処理施設からの悪臭に悩まされている。平成２８年１１月から同年１２月までの間は特

にひどく、連日午前7時30分から午後9時30分頃まで、終日悪臭が続いた。平成29年1月に入ると、臭いは少なくなったが同月末頃まで悪臭はしていた。平成29年秋は、11月10日までは、臭いを少し、半日感じる程度であったが、同月11日以降はひどい悪臭が午前7時過ぎから午後5時過ぎまでしている。

イ 騒音について

(ア) 平成26年頃より本件廃水処理施設から音がし始め、平成27年12月29日まで毎日、午前、午後共に2、3時間、音がしていた。

(イ) 平成27年12月30日から平成28年4月末まで、連日、午前7時30分から午後7時30分まで、ダンプカーのような大きな音がしていた。

(ウ) 平成28年5月から同年10月までは、連日、午前7時30分から午後7時30分まで音がしていた。同年11月から同年12月末までは、連日、午前7時30分から午後9時30分頃まで、申請人宅の2階のLDK（リビング兼ダイニングキッチン）の窓を閉め切っていても、ブーンと共鳴音のような音がしていた。平成29年1月から現在までは、午前7時30分から午後7時30分まで、同様の音がしている。

(エ) 平成28年7月16日から同月18日まで、同年8月13日から同月15日まで、同年9月17日から同月19日まで、同年10月8日から同月10日までの各3日間、午後9時から翌日の午前5時まで、本件廃水処理施設に連なる冷蔵庫倉庫から大きな音が続いた。同各3日間の午前4時から午前6時まで、本件廃水処理施設と冷蔵庫倉庫との間で大量の大水音がした。

(オ) 平成29年6月2日、3日、4日、23日、24日及び25日の各午後8時頃から翌午前8、9時頃まで、冷蔵庫倉庫からブォーという音と、水がチョロチョロ流れる音がしていた。

ウ 振動について

平成28年6月、ズーン、ズーンと身体に響く振動が始まり、同年10月までは午前7時30分から午後7時30分まで、同年11月から同年12月までは午前7時30分から午後9時30分頃まで、連日、申請人宅の1階から3階の階段部分、2階の和室及び3階で上記振動を感じた。

(2) 被害の内容、加害行為との因果関係

ア 上記(1)アの悪臭は、申請人宅の窓を閉め切り、トイレの換気扇を回しっ放しにし、風呂の換気扇に目張りをして、室内に入ってくる。申請人宅には24時間換気装置を設置しているが、悪臭のために使用できず、洗濯物や布団を干すこともできない。

イ 上記(1)イ(イ)の騒音はすさまじく、窓を開けることも、夜静かにテレビを見ることも、食事をすることもできない。暑い夏でも窓を閉め切って暮らしている。そのため、申請人は、耳鳴りが始まり、ストレスが溜まるようになった。

ウ 平成28年6月からは、上記(1)ウの振動が加わり、申請人は、動悸、不眠、精神不安定の症状が出るようになった。

申請人は、申請人宅が上記のような状態であるから、申請人宅にすることが苦痛で、午前4、5時頃には起きて食事、家事を済ませて、午前7時には用がなくても外出するようになり、生活に支障を来している。申請人宅に帰ると気分が沈み、何もしたくない状態となる。医師から精神安定剤や血圧降下剤を処方してもらっている。

(3) 損害額

ア 上記(2)のとおり、被申請人工場からの悪臭、騒音及び振動により、申請人が5000万円程かけて新築した申請人宅の価値は、1000万円下落した。また、転居するには1000万円が必要である。したがって、申請人の財産的損害額は合計2000万円である。

イ 上記(2)のとおり、申請人が受けた健康被害、生活の質の低下に伴う精神的、身体的苦痛を慰謝するには、200万円が相当である。

- (4) よって、申請人は、被申請人に対し、不法行為に基づき、2200万円の損害賠償請求権を有するため、本件責任裁定申請は認められるべきである。
また、本件原因裁定申請はいずれも認められるべきである。

【被申請人の主張】

(1) 加害行為

ア 悪臭について

申請人の主張は否認する。毎年9月下旬から12月までの間の生栗を半製品化する時期に、少し臭いがすることはあるが、限度を超えるものではない。平成28年11月から同年12月までの間が特に臭いが強かったという事実はない。

本件廃水処理施設を密閉に近い状態にするため、窓を封鎖するなどし、補修を定期的に行っている。平成27年からは、臭いが強くなるようなときには消臭剤を補完的に使用している。

イ 騒音について

申請人の主張はいずれも否認又は不知。

本件廃水処理施設は昭和55年から稼働させており、平成26年以降に新たな設備を導入したことはなく、以前と同様の方法による処理を行っている。ブロワー室の壁面には防音材を施していたが、平成28年12月、その上に別の防音材を施し、ブロワーに直接防音材を巻く工事を行っている。

申請人の主張(エ)に関連して、平成28年8月19日の夜から同月22日の朝まで冷蔵庫2階倉庫の換気扇を消し忘れたことはあったが、申請人の主張(エ)に該当するような事実はない。

ウ 振動について

申請人の主張は否認する。上記イで主張したとおり、平成２８年に新たな設備を導入した事実はない。

(2) 被害の内容，加害行為との因果関係

申請人の主張は否認又は不知。

(3) 損害額

申請人の主張は否認又は争う。

第３ 当裁定委員会の判断

1 原因裁定の対象について

原因裁定は，公害に係る被害について，損害賠償に関する紛争その他の民事上の紛争が生じた場合において，当事者の一方の行為（加害行為）に因り被害が生じたことについて争いがあるときに，加害行為と被害との間の因果関係の有無を判断するものである（公害紛争処理法４２条の２第１項）。

本件原因裁定申請のうち，前記第１の１(2)イ及びウの申請は，いずれも被申請人が工場を操業することについての公法上，私法上の違法性を問うものであり，加害行為と被害との間の因果関係の有無の判断を求めるものではないから，原因裁定の対象とはならない。

よって，本件原因裁定申請のうち，前記第１の１(2)イ及びウの申請はいずれも不適法なものであるから却下することとし，以下，本件原因裁定申請のうち前記第１の１(2)アの申請及び本件責任裁定申請について検討する。

2 認定事実

前記前提事実，証拠（甲６，乙１ないし４，６，８ないし１０，１６，１８ないし２０，２２ないし２６，職１ないし３，参考人ａ，参考人ｂ，申請人本人，被申請人代表者）及び審問の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

(1) 被申請人工場について

ア 昭和１１年４月，被申請人代表者の祖父がｃ缶詰工場を創業し，昭和３０年７月，株式会社として，被申請人が設立された。

イ 被申請人は、かつて、オレンジジュース、筍の加工品などを製造していた時期もあったが、近年は、年間を通して、栗の甘露煮を中心に、栗ペースト、ジャム等を製造している。

また、被申請人は、毎年、渋皮をむいた生栗をまとめて仕入れ、9月頃から12月頃までの間、生栗を煮炊きして、一斗缶（被申請人は、煮炊き後の栗を詰めた一斗缶を半製品と呼んでいる。）に詰め、冷蔵庫に保管するという作業も行っている（上記の栗の甘露煮等の製造は、保管された半製品を原料として年間通して行っているものである。）。

半製品や栗の甘露煮等の製造過程（生栗の煮炊き、栗の選別、器具の洗浄等）で発生する廃水は、全て被申請人工場の敷地内にある地下のタンクに溜められ、本件廃水処理施設に送られて処理され、被申請人工場外に排出されている。

(2) 本件廃水処理施設について

ア 処理方法等について

本件廃水処理施設は、昭和55年に、被申請人と高知県工業試験場とが共同開発して設置したもので、4回路回分式活性汚泥法と呼ばれる処理方法を採用している。

本件廃水処理施設における廃水処理の流れは、次のとおりである。すなわち、①上記(1)イの地下のタンクに溜められている廃水を、原水分離装置（ネットスクリーン）にかけて固体を取り除いた上で、好気性微生物を含む汚泥が入れられた浄化槽内に入れる、②浄化槽内の廃水及び汚泥にブロワーで空気を送る（曝気する）ことによって、当該微生物が汚濁物質を分解する、③曝気を止めて汚泥を沈降分離させる、④翌日午前5時頃から前日に処理した廃水の上澄み水を、漏斗を使って排水口から排出する、という流れである。

イ 構造について

別紙２のとおり、ブロワー室には、小型ブロワー（ＢＳ１００，以下「小ブロワー」という。）が４台，大型ブロワー（ＢＳ１２５，以下「大ブロワー」という。）が２台設置され，各ブロワーと４つある浄化槽とが対応している（以下，各ブロワーの呼称は，別紙２のとおりとする。）。

大ブロワーからの送気管と小ブロワーからの送気管とは，浄化槽内で合体して１本の送気管となり，浄化槽底部にある散気管に接続している。大ブロワーからの送気管には開閉のためのレバーがあり，小ブロワーからの送気管と接続する部分の管内には逆止弁があつて，１つの浄化槽に対して，大ブロワーか小ブロワーか，いずれか一方からの空気を送る構造となっている（職２の４頁参照）。そして，ブロワーから送気管及び散気管を通して送られた空気は，浄化槽内の廃水及び汚泥に曝気される。

ウ 浄化槽の使用状況について

例年３月から９月までの廃水の量が少ない期間は，第１槽から第３槽までの浄化槽のうち２つの浄化槽を廃水処理に使用し，使用していない空の槽をメンテナンスしている。

例年１０月から翌年２月までの廃水の量が多い期間は，第１槽から第３槽までの３つの浄化槽を廃水処理に使用している。

第４槽は，通年，汚泥を溜めておくために使用しており，曝気も行っている。

エ ブロワーの稼働状況等について

小ブロワーの稼働，非稼働は，タイマーで制御しており，例年１月から９月までは，小ブロワーのみの使用で，稼働時間は，午前７時３０分から午後７時３０分までである。

例年１０月から１２月までの稼働時間は，午前７時３０分から遅くとも午後９時３０分までである。原則として，タイマーで制御した小ブロワ

ーを使用し、大ブロワーは、本件廃水処理施設の担当者が曝気の量が足りないと判断したときに、午前10時から午後3時までの間、手動で小ブロワーから切り替えて使用することがある。

ブロワーは、毎日（休日で、被申請人工場で製造が行われない日であっても）稼働している（ただし、休日は、上澄み水の排水を行わない。）。

なお、各ブロワーの回転数はいずれも60Hzであるが、小ブロワー4は、取り付けられたインバータで回転数を調整することができる。

オ メンテナンスの状況について

本件廃水処理施設が設置されて以降、大きな設備変更はない。ブロワーは、平成25、26年頃より前に機械の一部を更新したが、その後、定期的なメンテナンス（3か月に1回のグリスアップ、1年に1回のオイル交換）を行っており、浄化槽内の散気管や末端の配管は、ほぼ毎年、破損や変形した部分を交換している。

(3) 本件裁定申請に至る経緯

ア 申請人は、昭和46年3月に仕事上の都合で、妻とともに肩書住所地を離れたが、定年退職を機に同地に戻り、申請人の母と同居することとし、平成16年4月、申請人宅を新築し、同年6月頃から妻及び申請人の母との同居を始めた（申請人の母は、平成19年頃に亡くなった。）。

イ 申請人は、申請人宅で生活を始めた頃から、毎年9月から12月頃、本件廃水処理施設から臭気を感じると、被申請人に対し、悪臭がする旨の苦情を述べるようになった。

被申請人は、申請人からの悪臭がするとの苦情や、被申請人工場の東側にある隣家（一軒）からの騒音に関する苦情を受け、平成26年頃までに、本件廃水処理施設の浄化槽がある建物の東面と南面の窓をブロックで封鎖し、西面と北面の窓をプラスチック板で密閉する、ブロワー室の東面の窓や換気扇を封鎖し、上部をトタン板で覆う、ブロワーから浄化

槽にかけて設置された配管の外周にアルミ箔がついた発泡スチロールを巻き、内側に発泡スチロールを貼ったトタン板で覆うという対策を講じた。

ウ 申請人は、平成２６年頃から、ブロワーの稼働音が大きくなったように感じ、被申請人に対し、度々電話をかけるなどして、騒音や悪臭がする旨の苦情を述べた。

これを受け、被申請人は、平成２７年頃から、浄化槽内に消臭剤（スメルンラック－ＶＬ）を使用することとした。消臭剤は、本件廃水処理施設の担当者が随時状況を判断して浄化槽内に投入している。

エ 被申請人は、平成２８年１月頃、申請人から午後１０時頃に騒音がしたとの苦情を受けたため、高知市環境保全課（以下「高知市」という。）に対し、当該苦情に係る騒音測定を依頼した。

高知市は、同年１月１３日午後４時から翌１４日午前９時までの間、本件廃水処理施設と第三製品倉庫との間（別紙３－１）において騒音測定を行った。高知市は、上記測定結果について、夜間の騒音は何らかの稼働音が主で、４０dB程度、その他に特別に大きな音は確認することができない、今回の測定方法は参考程度であり、証明行為等には使用できない等と報告している（乙２の参考資料⑥）。

オ 高知市は、申請人からの依頼を受け、平成２８年５月１２日午前１１時２０分から翌１３日午前１時まで、申請人宅西側敷地境界（別紙３－１）において、本件廃水処理施設（上記の間、本件廃水処理施設の浄化槽は、第１槽、第２槽及び第４槽が使用されていた。）からの騒音を含めた環境騒音の測定を行った。

上記測定結果は、等価騒音レベル（LAeq）が午前１１時２０分から午後７時までが５０dB、午後７時から午後１０時までが４４dB、午後１０時から午前１時までが３８dBであった（甲６、ただし、明らかな除外対象

音しか除外しておらず，暗騒音補正をしていない対象期間ごとのエネルギー平均値で算出している。）。

カ 申請人は，平成２８年６月，高知県公害審査会に対し，被申請人が防音壁，吸音壁，防臭壁等を設置するなどして被申請人工場からの騒音，悪臭等を低減することなどを求めて，被申請人を相手方とする調停を申請し，同年１０月，振動による被害を追加して主張する旨の調停申請変更申請書を提出した。

同年１１月４日，調停委員会による現地調査が行われたが，同年１２月９日，被申請人が実施した騒音等の低減対策に対する当事者双方の認識に大きな隔たりがあったことなどから，調停は打ち切りとなった。

キ 被申請人は，ブロワー室内の防音工事（室内に貼られている既存の防音材の上に新たな防音材を貼る，ブロワーに接続している送気管に防音材を巻く）を行うこととし，それを業者に発注した。

被申請人は，上記防音工事の効果を確認するため，高知市に対し，まず，同工事着手前に騒音及び振動を測定することを依頼したが，測定日前に業者が同工事に着手していたため，高知市による測定は，同工事中であった同年１２月９日午前１１時から午後０時１０分までの間（この間，本件廃水処理施設の浄化槽は，全て（４つとも）使用されていた。），複数の箇所で５分間ずつ行われた。

上記測定結果は，騒音が，同日午前１１時２３分のブロワー室内近傍の等価騒音レベル（LAeq）が８８．８dB，同日午後０時３分の被申請人工場敷地境界外側の同（LAeq）が５１．９dBであり，振動が，同日午前１１時４１分のブロワー室内近傍の鉛直方向振動加速度レベル（LZeq）が５８．３dB，同日午後０時４分の被申請人工場敷地境界外側の同（LZeq）が３３．５dBであった（乙９，上記各測定地点については，別紙３－１）。

上記防音工事は、同年１２月１５日頃に完了した（なお、同工事完了後に高知市による測定は行われていない。）。

ク 申請人は、平成２９年２月６日、公害等調整委員会に対し、本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請をした。

ケ 申請人は、平成２９年６月頃、申請人宅から自転車で４０分程度の場所にある中古住宅を購入した。

(4) 平成２９年１１月１０日の事実調査時における騒音測定（以下「本件職権調査」という。）

ア 公害等調整委員会事務局職員は、倉片憲治専門委員の指導の下、平成２９年１１月１０日、被申請人に対し、ブロワーの稼働状況として、フェーズ１（全ブロワーが非稼働）、フェーズ２（４台の小ブロワーが稼働、２台の大ブロワーが非稼働）、フェーズ３（２台の大ブロワー及び２台の小ブロワーが稼働、２台の小ブロワーが非稼働）の３パターンの稼働状況の作出を依頼し、各フェーズについて、別紙３－１、３－２のとおり、㊸工場内（ブロワー付近）、㊹被申請人工場の敷地境界及び㊺申請人宅内（階段踊り場）において、１／３オクターブバンドレベル（平坦特性）及び等価騒音レベル（Ａ特性）を１秒間隔で連続測定した。

㊺地点（別紙３－２）は、申請人が、同年１０月１３日の事実調査時において、音を強く感じる場所で、同場所にある本件廃水処理施設に面した窓は、音を強く感じるので閉めていると説明した場所である。測定中、上記窓（階段踊り場の窓）の開閉を複数回行った。

なお、測定中、倉片憲治専門委員が、申請人に対し、体感の報告を求めたところ、申請人は、ブロワー非稼働時には「音が聞こえない」、フェーズの切り替わり時には「始まった」と即座に発言するなどし、申請人の発言内容とブロワーの稼働状況との間に明確な対応関係があった。

イ 別紙４－１のとおり、各測定地点で得られた値について、測定対象外の

音の影響が最も少ないとみられる区間を10秒間抽出し、その10秒間の平均値を、測定地点ごとにまとめて各フェーズにおける音圧レベルを比較したものが別紙4-2、フェーズごとにまとめて測定地点間で音圧レベルを比較したものが別紙4-3である。

別紙4-2のとおり、各測定地点における等価騒音レベル(LAeq)は、
㊸地点はフェーズ2とフェーズ3の約90dBが、㊹地点はフェーズ2の48.6dBが、㊺地点はフェーズ2の約40dB（窓閉め）と約44dB（窓開け）が最大であった。

3 本件責任裁定申請及び本件原因裁定申請（前記第1の1(2)ア）の判断枠組みについて

- (1) 本件責任裁定申請が認められる、すなわち、被申請人に不法行為に基づく損害賠償責任が発生すると認められるためには、加害行為、被害及び損害の発生並びに加害行為と被害との間に因果関係が認められること、加害行為が違法であること（被害が受忍限度を超えた違法な権利侵害ないし利益侵害といえること）、被申請人の故意又は過失が認められることが必要である（民法709条）。

また、本件原因裁定申請（第1の1(2)ア）は、上記のうち、加害行為と被害との間の因果関係の存否を判断するものである。

- (2) 申請人は、被申請人工場からの悪臭、騒音及び振動を加害行為として主張しているので、以下、個別に上記各要件を検討する。

4 悪臭について

- (1) 申請人は、申請人宅で生活するようになった平成16年から、栗の加工時期には本件廃水処理施設からの悪臭に悩まされている、平成28年11月から同年12月までの間は特にひどかった、平成29年秋は、11月11日以降はひどい悪臭であったなどと主張し、本人尋問でも同様の供述をする。

前記2(1)及び(2)で認定した事実、参考人bの供述及び被申請人代表者本人

尋問の結果並びに審問の全趣旨によれば、毎年９月から１２月は、被申請人が完成品のみならず、半製品も製造するため、廃水の量が増え、生栗を煮炊きするという製造工程も加わることから、廃水に含まれる汚濁物質の量が増え、半製品を製造しない時期と比べれば、本件廃水処理施設からの臭気が強くなるものと考えられる。

しかし、申請人自身、上記期間、毎日、悪臭を感じるとは主張しておらず、臭気が少なくなったこともある旨主張し、被申請人が消臭剤を使用すると、その時だけは臭いが止まった、消臭剤を使用すると臭いが止まると理解しているなどとも供述している（職１）。廃水に含まれる汚濁物質の量、本件廃水処理施設の廃水処理量、好気性微生物の状態等は日々変化するものと考えられ、本件廃水処理施設において、申請人宅等の周辺建物に到達する程度の強度をもった臭気が常に発生していると認めるに足りる証拠はない。加えて、大気中では、当該日の風向き、気温や湿度等が影響すると考えられるから、平成１６年以降、毎年９月から１２月の間、ほぼ毎日、本件廃水処理施設において発生する臭気が申請人宅に到達していたと推認することは困難である。

また、申請人は平成２８年１１月から同年１２月までの間及び平成２９年１１月１１日以降、悪臭が特にひどかったと主張するが、そのことを裏付ける具体的な証拠は提出されていない。

以上のとおり、本件廃水処理施設から一定の臭気が発生しており、これを加害行為とみたとしても、加害行為と被害との間の因果関係の一部である、申請人宅に到達する臭気の程度及びその到達の頻度を認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。

- (2) したがって、申請人の悪臭に関する主張は認めることができず、悪臭に関する原因裁定申請及び責任裁定申請はいずれも理由がない。

5 騒音について

- (1) ブロワーの稼働音について

ア 加害行為について

- (ア) 申請人は、被申請人工場からの騒音として、前記第2の3の【申請人の主張】(1)イのとおり、るる主張するものの、平成29年10月13日の事実調査時及び申請人本人尋問における供述によれば、平成26年以降のブロワーの稼働音を主な加害行為として主張するものと解される。

前記2(2)オで認定した事実によれば、ブロワーは、平成25、26年頃より前に機械の一部を更新して以降、ブロワー自体の変更はしておらず、平成26年頃以降、ブロワーは、前記2(2)エで認定したとおりの時期及び時間で毎日稼働しており、稼働時には稼働音の発生という加害行為があるものと認められる。

- (イ) そこで、まず、加害行為の程度に関し、ブロワーの稼働音に関する測定結果のうち、本件職権調査の結果を検討する。

この点、ブロワーが稼働状態にあるフェーズ2とフェーズ3とを比較すると、別紙4-2のとおり、㊦地点及び㊣地点の等価騒音レベル(LAeq)は、フェーズ2(4台の小ブロワーが稼働)がより大きく、㊦地点が48.6dB、㊣地点が約40dB(窓閉め)と約44dB(窓開け)であった(なお、追加測定(3台の小ブロワーと1台の大ブロワーが稼働)の結果は、フェーズ2及びフェーズ3の結果より、等価騒音レベルは若干低かった(職2の別紙)。)。また、別紙4-2、4-3の㊤地点における測定結果のとおり、ブロワーの稼働音には、63Hz、125Hz、250Hzの各帯域にピークを持つ特徴が見られる。

これに対し、申請人は、測定を行うとなると、被申請人がブロワーの出力を抑えているなどと主張する。しかし、前記認定事実(2)エのとおり、ブロワーは、小ブロワー4を除き、その回転数を調整することはできず、出力を上げたり下げたりできる構造、仕組みではない。また、公害等調整委員会事務局職員は、本件職権調査の測定中、ブロワーが各フェーズ

に対応した稼働状況にあること及び小ブロワー4の回転数が60Hzに保たれていることを確認している（職2）。以上によれば、上記測定結果は、出力を調整する等の人為的な作為のない通常の状態では4台の小ブロワーの稼働音を測定したものと評価することができるのであり、申請人の上記主張は採用できない。

なお、被申請人が大ブロワーの稼働時間を制限していることや参考人bの供述等を前提とすると、4台の小ブロワーの稼働音より、2台の大ブロワー及び2台の小ブロワーの稼働音の音圧レベルのほうが大きくなるようにも思われる。この点、本件職権調査では、⑥地点及び㉔地点において、フェーズ2（4台の小ブロワーが稼働）の等価騒音レベルが、フェーズ3（2台の大ブロワー及び2台の小ブロワーが稼働）のそれより大きい結果となっているが、フェーズ3は、本件職権調査当日の浄化槽内の散気管の状況を考慮して、それぞれ第1槽に大ブロワー1と小ブロワー1から、第2槽に大ブロワー2から、第3槽に大ブロワー1及び小ブロワー3から、第4槽に大ブロワー2から空気を送り込む方法によって行われたもので、このような送気方法は、これまで被申請人において採られたことがなかった（職2、参考人b、審問の全趣旨）。

- (ウ) その他、ブロワーの稼働音の音圧レベルを示すものは、平成28年5月12日の測定結果（午前11時20分から午後7時までの等価騒音レベルが、申請人宅西側敷地境界において50dB）、同年12月9日の測定結果（午後0時3分の等価騒音レベルが被申請人工場敷地境界外側において51.9dB）があるのみで、他にはない。

上記各測定結果は、前記2(2)ウ、(3)オ及びキで認定した浄化槽の使用状況等に照らすと、同年5月12日は3台の小ブロワーの稼働音を、同年12月9日は4台のブロワー（うち大ブロワーを含むか否かは証拠上明らかでない。）の稼働音を測定した結果と認めることができる（同年

12月9日の測定は、被申請人の依頼により高知市が行ったものであるが、同日の前後数日間における半製品及び製品の生産数（乙25、26）や廃水の処理量（乙16）に不自然な点は見当たらず、測定を行った午前11時から午後0時10分までの70分もの間、ブロワーの一部を非稼働としていたとは考えにくい。）。加えて、同年5月12日の測定結果は暗騒音補正をしておらず、少し高めに見積もられていると考えられること、上記各測定は、同年12月のブロワー室の防音工事前又は工事中に行われていること、同年12月9日の測定結果は、ほぼ全ての周波数帯域において、本件職権調査時の測定結果と同程度かやや上回る程度で、125Hz及び250Hz帯域にピークを持つ特徴を有するという点で共通していること（乙9、職3の5頁）を総合考慮すると、上記各測定結果と本件職権調査時の測定結果とに矛盾はなく、上記各測定結果は、各測定が行われた当時の3台ないし4台のブロワーの稼働音について、おおよその等価騒音レベルを示すものとして、一定の証拠価値を有するものといえる。

イ 被害の内容、加害行為との因果関係について

（ア）健康被害について

申請人は、ブロワーの稼働音等により、動悸、不眠、耳鳴り、精神不安定等の健康被害を受けたと主張し、本人尋問において、騒音によりノイローゼのような状態となり、病名は聞いていないが、医者から精神安定剤を処方された旨供述する。

しかし、ブロワーの稼働音等との因果関係はもとより、上記供述以外に健康被害に関する申請人自身の処方薬や診断結果等、申請人の健康状態を示す客観的、具体的証拠は提出されていない（かえって、申請人は、妻の血圧降下剤や精神安定剤などの処方薬が記載された書面（甲1、9）や医療費明細書（甲10の1ないし6）を提出している。）。申請人は、

平成29年10月13日の事実調査時は、（音の状況は）午後9時以降は就寝しているので分からないと述べ、不眠の症状を訴えておらず、本人尋問の際も、深夜は寝ている、耳鳴りはなく、難聴であるが、耳鼻科に通院しておらず、聴力検査を受けていないなどと供述している。

以上のとおり、申請人に、同人が主張する健康被害の発生を認めるに足りる証拠はない。

(イ) 生活の質の低下について

申請人は、ブロワーの稼働音等により、窓を開けることも、夜静かにテレビを見ることも、食事することもできず、用がなくとも外出するようになったなどと主張し、本人尋問において、窓を開けられず風を通すことができない、窓を閉めていても大きい音のときは室内で響くので、避難するしかないなどと供述している。

しかし、平成26年頃から現在に至るまでの間、ブロワーの稼働時は、常時、申請人宅の全ての窓を閉めていたと認めるに足りる客観的、具体的証拠はなく、申請人自身、公害等調整委員会事務局職員による平成29年10月13日の事実調査時において、1日のほとんどを1階洋室で過ごしている、1階のLDKや和室は使用していない、1階から2階への階段の踊り場の窓は、音を強く感じるので閉めている、2階のLDKも音を強く感じる場所であり、2階のLDKの南側に設置した窓ガラスは、換気のために開けることもあるが、音がうるさいのでほとんど閉めているなどと説明しており（職1）、申請人は、当時、1日のほとんどを1階洋室で過ごし、食事の際等の必要に応じて、2階のLDKを使用していたものと認められる。これらの窓以外について、申請人において、ブロワーの稼働音の影響で閉めていた窓や閉めていた日、時間等は特定されていない。

そこで、申請人が音を強く感じるので閉めていると説明している1階

から2階への階段の踊り場の窓についてみると、別紙4-2のとおり、本件職権調査の結果によれば、㊸地点及び㊹地点におけるブロワーの稼働音（フェーズ2及びフェーズ3）には、125Hz及び250Hz帯域にピークを有する特徴が認められるところ、㊺地点における窓開け時にも同様の特徴がみられ、㊺地点における窓開け時の各ピークは、当該周波数の可聴域（ISO389-7：2005／2016）を大きく上回っている。他方、㊺地点における窓閉め時には、125Hz帯域のピークが緩やかになっており、250Hz帯域のピークはほぼ消滅している。加えて、本件職権調査時に、申請人が㊺地点において、ブロワーの稼働音の状況を明確に聞き分けていると認められ、倉片憲治専門委員が、申請人が訴える騒音は、125Hz及び250Hz帯域のピーク成分に対応している旨の意見を述べている（職3）。これらの事実等は、申請人の上記平成29年10月13日の事実調査時における説明内容を裏付けるものといえ、同説明内容、申請人による各部屋の使用状況、申請人宅及びその窓と本件廃水処理施設の位置関係等を総合考慮すれば、少なくとも申請人宅の階段踊り場の窓及び2階LDKの西側の台所の窓については、ブロワーの稼働音の影響により、申請人がそれらの窓を開けることを妨げられたとして、ブロワーの稼働音とそれらの窓を開けることを妨げられたことの間に因果関係があると認めるのが相当である（2階LDKの西側の台所の窓については、階段踊り場の窓と同様、本件廃水処理施設に面していることや、階段踊り場の窓から数メートルしか離れていない位置にあり、階段踊り場の窓と同程度のブロワーの稼働音が到達しているものと推認されることから、階段踊り場の窓と同様に因果関係を認めるのが相当である。他方、申請人は、2階LDKの南側の窓について、うるさいのでほとんど閉めていると説明しているが、同窓は、階段踊り場の窓及び2階LDKの西側の台所の窓とは異なり、本件廃水処理施設に

面してはいないことから、因果関係を認めることはできない。）。

その他の申請人の主張（夜静かにテレビを見ることができない，食事をすることもできない，用がないのに外出しなければならない等）は，申請人がそのような状態になった日時，頻度等の具体的証拠がない上，下記ウ（イ）で説示する申請人宅内に到達するブロワーの稼働音の程度からすると，ブロワーの稼働音によって，テレビを見ることがや食事をすることが妨げられたり，外出を迫られたりするとまで評価することはできない。

ウ 受忍限度について

- (ア) 上記イのとおり，ブロワーの稼働音の影響により，申請人が申請人宅の階段踊り場の窓及び2階LDKの西側の台所の窓を開けることを妨げられたとしても，騒音（低周波音を含む。）に係る被害が違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは，被侵害利益の性質と内容，侵害行為の態様と侵害の程度，侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情を総合的に考察して，被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって判断するのが相当である。
- (イ) そこで，まず，侵害行為の態様及び程度についてみると，前記認定事実(2)エのとおり，侵害行為の態様は，ブロワー3台又は4台の稼働により，1年のうち9か月は午前7時30分から午後7時30分まで，残り3か月は最長で午後9時30分まで，およそ12時間から14時間程度もの間，毎日，稼働音にさらされるというものである。

しかし，申請人宅内に到達するブロワーの稼働音の程度は，申請人宅内のうち，申請人が音を強く感じると供述する場所（◎地点）で測定した本件職権調査の結果で，窓閉め時が約40dB（LAeq），窓開け時が約

44 dB (LAeq) であり、環境基準（環境基本法16条1項に基づく、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準）が55 dB以下とされていることと比較すると、これを十分に下回っている（なお、本件職権調査は、⑥地点及び③地点において、フェーズ2の等価騒音レベルが、フェーズ3のそれより大きいという結果であった。この原因は、フェーズ3の送気方法が通常と異なる方法であったことが影響しているのか、通常の送気方法で行ったとしても、フェーズ2の組合せが、フェーズ3の組合せより大きいものになるからなのか、明らかでない。もっとも、仮に前者の問題が大きく、通常の送気方法であれば、フェーズ3の組合せで稼働させた場合、フェーズ2の組み合わせで稼働させた結果よりその等価騒音レベルが大きくなる場合があると考えたとしても、公法上の基準を大きく超えると推測するに十分な証拠もなく、大ブローワーの使用期間（1年のうち3か月）及び使用時間（最大で昼間の5時間）が限定されていることから、大ブローワーの稼働音に係る被害が受忍限度を超える違法な権利侵害ないし利益侵害となるということもできない。）。

また、平成26年から平成28年12月の防音工事が行われる前までの間のブローワーの稼働音に対する申請人宅内での測定結果はないが、前記認定事実(3)オ、キのとおり、同年5月12日の申請人宅西側敷地境界が50 dB（ただし、3台の小ブローワーの測定結果）、同年12月9日の被申請人工場敷地境界外側が51.9 dBであることと、本件職権調査の⑥地点（被申請人工場敷地境界）が48.6 dBであることを比較考慮すると、平成26年から同防音工事が行われる前までの間に申請人宅内に到達していたブローワーの稼働音の音圧レベルが、上記環境基準をしばしば超えていたと推認することも困難である。

さらに、平成28年12月9日の被申請人工場敷地境界外側が51.

9 dB、本件職権調査の⑥地点（被申請人工場敷地境界）が48.6 dBという結果は、被申請人に対する騒音規制法に係る規制基準（①午前8時から午後7時までが55 dB、②午前6時から午前8時まで及び午後7時から午後10時までが50 dB）をほぼ下回っている。

そして、前記認定事実(2)ア及び(3)のとおり、本件廃水処理施設は、昭和55年に設置され、その後大きな設備変更はないところ、申請人は平成16年6月頃から申請人宅で生活していたが、平成26年頃まではブロワーの稼働音に特段の苦情を述べておらず、同年頃にブロワーの稼働音が大きくなる原因となるような事実は見当たらない（申請人は、本人尋問において、本件廃水処理施設と申請人宅との間に建物（市場）があったが、10年以上前になくなったとも供述しており、当該建物がなくなったことの影響で、ブロワーの稼働音を感じるようになったとも考えにくい。）。他方、被申請人は、平成26年以降も、申請人からの苦情を受けて騒音測定を依頼し、ブロワー室の防音工事を行うなど、一定の対応を行っている。

以上認定の事実を総合考慮すれば、ブロワーの稼働音の影響により、申請人が申請人宅の階段踊り場の窓及び2階LDKの西側の台所の窓を開けることを妨げられたという被害は、一般社会生活上受忍すべき程度を超えた違法な権利侵害ないし利益侵害であると認めることはできない。

(ウ) したがって、申請人の上記被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものと認めることはできない。

(2) その他の騒音について

ア 申請人は、本件廃水処理施設のブロワーの稼働音のほか、冷蔵庫倉庫からの音を主張している。

まず、第一ないし第三冷蔵庫にはコンプレッサーがあるものとみられ（職1）、終日稼働しているものと考えられる。しかし、本件職権調査

のフェーズ 1 における測定結果（別紙 4－3 のフェーズ 1）や、高知市による平成 28 年 1 月 13 日の本件廃水処理施設と第三製品倉庫との間の地点での騒音測定の結果について、夜間の騒音は何らかの稼働音が主で 40 dB 程度と報告されていること（前記認定事実(3)エ）に照らせば、第一ないし第三冷蔵庫のコンプレッサーの音が、申請人が問題としている音とは考えにくく、他に冷蔵庫倉庫から恒常的に騒音が発生していると認めるに足りる証拠もない。

イ また、申請人は、冷蔵庫倉庫や、本件廃水処理施設と冷蔵庫倉庫との間、資材置き場などにおいて、水音等の単発的な発生音も加害行為として主張、指摘しているが（甲 7）、そのような騒音が発生していたことを裏付ける客観的証拠はない。

ウ 以上より、申請人のブロワーの稼働音以外の騒音に係る加害行為の主張を認めるに足りる証拠はない。

- (3) したがって、本件原因裁定申請（前記第 1 の 1 (2)）のうちアの騒音に関する申請は、ブロワーの稼働音の影響により、申請人が申請人宅の階段踊り場の窓及び 2 階 LDK の西側の台所の窓を開けることを妨げられたという限度で理由があるが、その余は理由がない。また、騒音に関する責任裁定申請については、ブロワーの稼働音に係る被害が受忍限度を超える違法な権利侵害ないし利益侵害であるとは認められず、不法行為は成立しない（したがって、申請人宅の階段踊り場の窓等を開けることが妨げられるといった被害に対する慰謝料請求は理由がない。）し、また、ブロワーの稼働音以外の騒音に係る加害行為も認められない。

なお、申請人は、損害として、申請人宅の価値の下落による損害や転居費用を請求しているが、ブロワーの稼働音により申請人宅の価値がどの程度下落したかを示す証拠はなく、上記で説示した申請人宅内に到達するブロワーの稼働音の程度に照らせば、申請人宅の価値が下落すると考えることも困難

であり、また、転居の必要性も認めることはできず、その必要性を認めるべき特別の事情もうかがわれない（申請人は、前示のとおり、妻の処方薬が記載された書面や医療費明細書を提出し、本人尋問において、同人が申請人の購入した中古住宅に移り住み、ほとんどそこで日常生活を送っているように供述するが、ブロワーの稼働音によって妻が健康被害を被ったと認めるに足りる証拠はなく、申請人が妻の住む中古住宅に転居する必要性を認めるべき特別の事情があるとはいえない。）。

6 振動について

- (1) 申請人は、平成28年6月から、ズーン、ズーンと身体に響く振動が始まったなどと主張ないし供述する。

しかし、ブロワー室の振動に関する証拠は、同年12月9日の測定結果（前記認定事実(3)キ）のみで、被申請人工場敷地境界外側の鉛直方向振動加速度レベル（LZeq）が33.5dBであって、ブロワーが発する振動が、申請人宅に到達し、かつ、申請人が体感として感じる程度のレベルであることを客観的に裏付ける証拠はない（参考として、都市計画法上の第一種中高層住居専用地域は、振動規制法上、第一種地域に指定されるが、当該地域の振動に係る規制基準は、午前8時から午後7時までが60dB、午後7時から翌日の午前8時までが55dBである。）。

また、申請人は、被申請人工場内に設置されているグリーンの機械、ピンクの機械等が振動の発生源である旨主張、指摘するようであるが、全証拠を精査しても、振動の発生源と考えられるような機械、設備は見当たらない。

- (2) したがって、申請人の振動に係る加害行為の主張は認めることができず、振動に関する原因裁定申請及び責任裁定申請はいずれも理由がない。

7 結論

以上のとおり、本件原因裁定申請（前記第1の1(2)）のうち、イ及びウの申請はいずれも不適法なものであるから却下し、アの申請は、ブロワーの稼働音

により、申請人が申請人宅の階段踊り場の窓及び2階LDKの西側の台所の窓を開けることを妨げられたという限度で理由があるから認容し、その余は理由がないから棄却することとする。また、本件責任裁定申請は理由がないから棄却する。

なお、付言するに、本件では、本件廃水処理施設において発生する臭気について、申請人宅に到達する臭気の程度及びその到達の頻度を認めるに足りる証拠はないものの、本件廃水処理施設の構造、仕組み等を考慮すると、被申請人において、廃水の状態の把握（乙17号証によれば、原水の分析試験の頻度は、放流水に比して少ないようである。）、本件廃水処理施設（浄化槽内の好気性微生物を含む。）のメンテナンス、消臭剤の使用等が適切に行われなければ、強い臭気が発生する可能性は否定できない。また、ブロワーの稼働音に係る被害が受忍限度を超える違法な権利侵害ないし利益侵害であると認めることはできないものの、ブロワーの稼働音が申請人宅内に到達していることは明らかであり、ブロワー自体や防振ゴムの状態（防振ゴムが劣化したときには速やかに交換する等）の管理を適切に行うことが望まれる。被申請人においては、本件廃水処理施設の操業に当たり、以上の点を十分考慮して、臭気や騒音の発生の抑制に努めるなど、近隣住民の理解を得る努力を惜しまないことが要請される。

よって、主文のとおり裁定する。

平成30年8月29日

公害等調整委員会裁定委員会

裁定委員長 山 崎 勉

裁定委員 吉 村 英 子

裁定委員 加 藤 一 実

(別紙省略)